

(地I30F)

平成21年4月28日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

石 井 正 三

新型インフルエンザの発生に伴う対策の徹底について（救急医療体制）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局指導課から各都道府県救急医療担当者に対し、「新型インフルエンザの発生に伴う対策の徹底について」の事務連絡がなされました。

本年3月以降、メキシコ等において豚インフルエンザウイルス（H1N1亜型）による患者の発生が確認され、WHOが当該事案をフェーズ4に引き上げることを宣言したことを受け、厚生労働大臣が感染症予防法に規定する新型インフルエンザ等感染症が発生したとの宣言を行っております。

本件は、上記により、救急医療機関等における対応、各都道府県の新型インフルエンザ対策担当部門との連携強化、各都道府県の消防・防災主管部局との連携強化に留意して所要の対応を行うよう、各都道府県救急医療担当者に求めるものであります。

また、総務省消防庁救急企画室長から各都道府県消防・防災主管部局長に対しても救急搬送に関する連携強化等について事務連絡がなされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関に対する周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成21年4月28日

各都道府県 救急医療担当者 殿

厚生労働省医政局指導課

新型インフルエンザの発生に伴う対策の徹底について

本年3月以降、メキシコ等において豚インフルエンザウイルス（H1N1亜型）による患者の発生が確認され、本日、世界保健機関（WHO）は当該事案をフェーズ4に引き上げることが宣言しました。これを受け、厚生労働大臣より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）に規定する新型インフルエンザ等感染症が発生したとの宣言を行ったところです。

つきましては、下記事項に留意して所要の対応を行うとともに、貴管内の医療機関や関係団体等に対しても感染拡大抑制対策の徹底及び適切な医療提供体制の確保など所要の対応を依頼するようお願いいたします。

記

1 救急医療機関等における対応

「新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年2月17日新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議）の「医療体制に関するガイドライン」に則り、救急医療機関等においては、国内における新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の発生に備え、感染拡大抑制対策を徹底するとともに、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の発生時においても、適正な医療提供体制を確保するなど、所要の対応を行うようお願いいたします。

2 各都道府県の新型インフルエンザ対策担当部門との連携強化

国内における新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の発生に備え、新型インフルエンザ対策担当部門との情報共有を図るとともに、休日・夜間における緊急連絡体制についても、新型インフルエンザ対策担当部門と共有するようお願いします。

3 各都道府県の消防・防災主管部局との連携強化

国内における新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）が発生した場合に、都道府県知事が感染症予防法に基づき入院を勧告又は命令した者についての医療機関までの移送は、都道府県知事の責任において行うこととされており、総務省消防庁から各都道府県の消防・防災主管部局に対して別添の事務連絡が送付されているので、別添を参照の上、消防・防災主管部局等との連携体制について改めて確認するようお願いします。

（連絡先）

厚生労働省医政局指導課

TEL : 03-3595-2194

FAX : 03-3503-8562

担当：中谷、中野、道上

nakatani-yukiko@mhlw.go.jp

夜間・休日

TEL① : 03-3593-2194

TEL② : 090-2156-0976

FAX : 03-3503-8562

事務連絡
平成21年4月28日

各都道府県消防・防災主管部局長 殿

消防庁救急企画室長

メキシコ等における新型インフルエンザの発生に伴う対策の徹底について

本年3月以降、メキシコ等において豚インフルエンザウイルス（H1N1亜型）による患者の発生が確認され、本日、WHOは当該事案について新型インフルエンザの発生であるとし、フェーズ4に格上げすることを宣言しました。これを受け、厚生労働大臣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症予防法」という。）に規定する新型インフルエンザ等感染症が発生したとの宣言を行ったところです。

総務省としても、新型インフルエンザの発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処するため、総務省新型インフルエンザ対策本部の中に、消防庁長官を本部長とする消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部を設置しました。

つきましては、下記事項について留意されますとともに、主旨をご了知の上、貴管内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に周知及び所要の対応に当たるようご指導方お願いいたします。

記

1 救急搬送に関する連携強化等について

（1）衛生主管部局等との連携

国内において新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）が発生し、都道府県知事が感染症予防法に基づき、入院を勧告又は命令した者についての医療機関までの移送は、都道府県知事の責任において行うこととされているところであり、衛生主管部局や医療機関等との連携体制について改めて確認すること。

具体的には、119番通報があった際の傷病者情報の聞き取りにおいてインフルエンザ様の症状を訴えている場合、又は、救急隊が救急現場においてインフルエンザ様の症状を呈している傷病者に接触した場合には、新型インフルエンザ流

行地域への渡航歴がないか等を聴取し、状況に応じ、適切に保健所等に連絡するなど、改めて衛生主管部局等との連携体制について確認すること。

また、感染症予防法に基づく入院措置が行われる患者が増加し、都道府県等による移送では対応しきれない場合を想定し、都道府県等は、事前に消防機関等関係機関と協議し、新型インフルエンザ流行時における患者の移送体制を確立させる必要があるところであり（「新型インフルエンザ対策ガイドライン」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議）参照）、必要に応じ速やかに当該協議を実施すること。

（２）感染防止対策の徹底

新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）を救急搬送する可能性があることを想定し、感染防止対策を徹底すること。

なお、豚由来のインフルエンザであっても、基本的に鳥由来のインフルエンザと同様の感染防止対策を講じればよいものであること（「消防機関における新型インフルエンザ対策検討会報告書」（平成21年2月）参照）。

2 新型インフルエンザの疑い患者に関する消防庁等への報告について

救急搬送を行った者について、インフルエンザ様症状があり、以下の条件を満たす場合については、迅速に都道府県及び消防庁へ報告を行うこと。

- ・ 過去10日間に新型インフルエンザの流行地域へ滞在又は立ち寄った（過去10日間に新型インフルエンザの疑い患者と接触した場合を含む）

※ なお、期間や流行地域、その他の条件については、専門家の知見等を踏まえ、変動する可能性があること。

（連絡先）

総務省消防庁救急企画室

TEL : 03-5253-7529

FAX : 03-5253-7539

担当：溝口、小林、稲垣

r.kobayashi@soumu.go.jp

消防庁宿日直者（宿直室）

TEL : 03-5253-7777

FAX : 03-5253-7553

平成 21 年 4 月 28 日 (火)

紹介先: 健康局結核感染症課

担 当: 梅田 (内 2370)

江浪 (内 2373)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」
に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生について

本日、WHO事務局長による正式なフェーズ4宣言を受け、添付のとおり新型インフルエンザ等感染症が発生したことをお知らせいたします。

新型インフルエンザの発生について

日本時間の昨日 23 時、WHOにおいて専門家による緊急委員会が開催され、その結果を踏まえて公表されたWHO事務局長のステートメントの中で、継続的に人から人への感染がみられる状態になったとして、フェーズ 4 宣言が正式になされました。

こうした事態を受け、厚生労働省としては、メキシコ、アメリカ、カナダにおいて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する新型インフルエンザ等感染症が発生したことを、ここに宣言します。今後は、同法や検疫法に基づき、新型インフルエンザのまん延防止のため必要な措置を講じていくとともに、「新型インフルエンザ対策行動計画」等に則って、関係省庁と密接に連携しながら、国民の生命と健康を守るため、万全の対策を講じていくこととしております。

まずは、ウイルスの国内への侵入を阻止するため、水際対策の徹底を図っていくことに万全を尽くします。

厚生労働省においては、メキシコ便を中心として、検疫体制の強化を図ってまいりましたが、今後は検疫法等による強制措置の実施や、検疫所と各地保健所の連携による徹底した健康監視を実施してまいります。

また、国民等に対する相談体制については、各地方公共団体等でも、

保健所等において相談窓口がほぼ設置されております。更に、厚生労働省内には、既にコールセンターを設置しており、国民の皆様の不安解消に努めているところです。

加えて、この際、国民の皆様に申し上げたいことは、

第一に、なんと言っても正確な情報に基づき、冷静に対応していただくことが最も大切であるということ、

第二に、メキシコ等の発生国への渡航を避けることを検討されたいこと、

第三に、感染防止の基本は、マスクや手洗い、うがい、人混みを避けるといった日常的な個人予防策が極めて重要であること
であります。

今後とも、適時適確な情報提供を行い、国民の皆様と一体となって、必ずこの危機に打ち勝つべく、全力を挙げてまいりたいと思います。

平成 21 年 4 月 28 日

厚生労働大臣 舛添 要一